

別紙：監査法人のガバナンス・コードの適用状況

原則 1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

No.	指針	対応状況
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当法人では、監査業務の実施にあたり、その品質が最も重視すべきことを、事務所の行動指針、社員会や審査会、研修企画等を通じて統轄代表社員が構成員へ繰り返し強調しております。 また、これを実現すべく品質管理規程を常に見直し、品質管理の方針や手続きをタイムリーに改訂し、業務管理体制を整備しております。 Ⅰ 1. 経営方針及び監査品質向上に向けた取組みを参照のこと。
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	当法人では、監査や会計基準の法令遵守を最も重視すべきことを経営理念や行動指針で掲げており、それを実現すべく組織の構成員の3識を向上すべきことを共通の価値観として持つようにまた業務を実施しております。 Ⅰ 1. 経営方針及び監査品質向上に向けた取組みを参照のこと。
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	当法人では組織が、代表社員9名、職員がパート職員を含め20名強と小規模のため、組織構成員の協調性とコミュニケーションを重視しており、それを経営理念に掲げており、風通しの良い組織が専門資格を持った職員のモラル向上に役立つと考えております。 また、待遇面でも、専門家にふさわしい適切な処遇をすべく、報酬と給与を代表社員の合議で決定しております。 Ⅱ 3. 人的基盤 ②採用、評価、選任を参照のこと。
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当法人では代表社員、職員の研修や品質管理活動を通じて、最新の会計、監査基準を共有化すべく監査業務を実施しております。また、コミュニケーションが良い風通しの良い組織づくりのために定期的に代表社員とスタッフとのコミュニケーションを行うことで開放的な組織文化、風土の醸成に努めております。
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。ま	当法人では、監査人の独立性の脅威に対処するため、非監査業務の受嘱の範囲を顧客先のデューデリジェンス業務のみに制限しております。なお、当監査法人及び法人の構成員が、倫理規則等で定める独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年12月末現在で独立性の保持の

別紙：監査法人のガバナンス・コードの適用状況

	た、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	ための方針及び手続に関する監査人のチェックリストにより、利害関係の有無を調査し、提出を求めています。また、兼業・副業については、監査に留まらず幅広い経験と知識を得る機会と捉え、利益相反や独立性に十分留意した上で認めています。
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	現在のところ該当事項はありません。

別紙：監査法人のガバナンス・コードの適用状況

原則 2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

No.	指針	対応状況
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	当法人は経営上の重要な意思決定及び承認機関として社員会を編成し、社員会で選任された統轄代表社員が業務執行の最終責任を負っております。また組織として統轄代表社員のもとに監査部と管理部を設けております。また品質管理委員会を設け、その中に研修、情報、独立性等の分科会を設け、各種の法令や規則をタイムリーにキャッチアップし業務に生かす業務執行体制を構築しております。 Ⅱ 1. 組織・ガバナンス基盤を参照のこと。
2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ①監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ②監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ③法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境	当法人では、代表社員で構成する審査会で合議制により監査意見の審査と決定を行い、監査法人として適切な監査の意思決定が行われる組織体制を採っております。また審査に参加する代表社員の経験、能力を定めた適格性の要件を審査規定に定め、審査に参加する代表社員が適格な能力を有する人材である事を確認しております。 Ⅱ 2. 品質管理基盤 ④品質管理体制 (イ)審査体制を参照のこと。 審査会で行う審査では、監査計画の審査情報で、被監査会社の業界の経済環境やその動向、監査を行う際の監査リスクの認識、経営者との監査上の問題を議論した結果等に関する情報が記載されます。当該審査の中でその認識や情報交換が適切なものであるかの審査を行っております。 Ⅱ 2. 品質管理基盤 ④品質管理体制 (イ)審査体制を参照のこと。 代表社員や職員の能力や業績を適切に評価することはそのモラルを高めるための重要な業務であると認

別紙：監査法人のガバナンス・コードの適用状況

	や人事管理・評価等に係る体制の整備 ④監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのＩＴ基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	識しているため、当法人では社員職員の人事評価規程を定め、当該規程に従い、統轄代表社員や代表社員が人事考課を行っております。 Ⅱ 3. 人的基盤 ②採用、評価、選任を参照のこと。 ⅠＴ技術を監査に有効に生かすため、ⅠＴソフトの導入を積極的に進めており情報セキュリティ分科会でその適用について検討しております。 Ⅱ 4. IT 基盤を参照のこと。
2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	代表社員は経営機関の構成員として重要な役割と機能を持っているためその選任の適格性を定め、当該機能を果たせるよう選任を行っております。 Ⅱ 3. 人的基盤 ④代表社員及び専門職員の経験を参照のこと。

別紙：監査法人のガバナンス・コードの適用状況

原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

No.	指針	対応状況
3-1	監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	組織とガバナンスで記載した通り、当法人は小規模監査法人のため組織のコミュニケーションを効果的に行うことで経営機能の実効性は確保できるものと考えております。従って監督・評価機関は設けておりません。しかしながら、独立性を有する第三者の知見を活用することの有益性を認識し、経営機能の実行性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能として、独立性を有する第三者を選任しております。 II 1. 組織・ガバナンス基盤を参照のこと。
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	独立性を有する第三者を選任しております。期待する役割については3-3の通りです。
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである ①経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ②組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ③経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ④法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ⑤内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ⑥被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者には、その役割を明確にし、経営機能や組織的な運営の実効性に向けた助言を受ける体制を構築しております。 また、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定や内部、外部からの通報に関する方針の策定においても適宜助言を受ける体制を構築しております。
3-4	監査法人は、監督・評価機関等がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行にあたっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対して適時かつ適切に必要な情報を提供しております。

原則4 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

No.	指針	対応状況
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	会計監査の質の向上を図るため、当法人では品質管理委員会を設け、監査の質の維持向上を図るべく、毎月テーマを設けて監査や周辺業務の業務改善を行っております。当法人は小規模監査法人のため、経営機関の構成員である代表社員は現場業務に従事しており、経営機関の考え方については、現場の専門職員と速やかに共有しています。 Ⅱ 2. 品質管理基盤 ④品質管理体制を参照のこと。
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	当法人では代表社員、職員の人事評価規程を定め、監査業務における職業的懐疑心の発揮を含めた監査業務の能力評価を実施しております。 また、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、研修の義務付けと達成状況確認を適時に実施しています。 Ⅱ 3. 人的基盤 ②採用、評価、選任を参照のこと。
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ① 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ②法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ③法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ④法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	法人の構成員で重要となる代表社員の選任要件を組織規程の中で定め、当該規定の中で監査の知見や経験でバランスのとれた人員構成になるよう考慮しております。 代表社員には監査経験だけでなく事業会社の管理職の経験者が複数名おり、幅広い知見が生かせるよう配慮しております。また独立性に配慮した上で監査周辺業務への取組を認めております。 幅広い知見や経験を評価するよう代表社員や職員の評価基準を常に見直しております。 Ⅱ 3. 人的基盤 ④代表社員及び専門職員の経験、⑥兼業・副業に関する方針を参照のこと。 各構成員の能力開発については、経済的にも時間的にも取り組めるような環境面の整備を実施しております。

別紙：監査法人のガバナンス・コードの適用状況

		す。
4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	当法人では被監査会社の経営者や監査役等と定期的 にコミュニケーションし、監査リスクや監査で発見 された問題点について意見交換し、相互理解が進むよう 情報交換を行っております。 Ⅰ 2. 当監査法人の監査の特徴を参照のこと。
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針 や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられ た情報を適切に活用すべきである。その際、通報者 が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留 意すべきである。	内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備 し、得られた情報を適切に活用する体制を整えており ます。また、通報者が不利益を被る危険を懸念するこ とがないような体制を整えております。ホームページ 上に通報窓口を設置しており広く情報を収集し、活用 する体制を整備しております。 Ⅱ 2④（オ）内部通報制度を参照のこと。

原則 5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

No.	指針	対応状況
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	令和 6 年より法人の概要、組織の理念、ビジョン、組織のガバナンス、品質管理体制などを説明した「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を作成し外部に公表しております。 監査品質のマネジメントに関する年次報告書を参照のこと。
5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 ①会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ②法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ③監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI:Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」で理念と行動指針を掲げトップの姿勢を明確に宣言しております。 上記①の通り行動指針に含めて明示しております Ⅱ 2. 品質管理基盤を参照のこと。

別紙：監査法人のガバナンス・コードの適用状況

	④監査法人における品質管理システムの状況 ⑤経営機関等の構成や役割 ⑥監督・評価機関の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ⑦法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ⑧監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） ⑨規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ⑩特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ⑪海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ⑫監督・評価機関を含め、監査法人が行った監査品質向上に向けた取り組みの実効性の評価	Ⅱ 2. 品質管理基盤 ④品質管理体制を参照のこと。 「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」で監査法人の組織概要を説明しております。 独立性を有する第三者の適格性の検討や選任理由等を明示し、社員会で選任しております。 非監査業務の範囲と位置づけも明示しております。 Ⅱ 4. IT基盤を参照のこと。 Ⅱ 3. 人的基盤を参照のこと。 Ⅱ 6. 財務基盤を参照のこと。 Ⅱ 5. 国際対応基盤を参照のこと。 令和6年7月から適用になる新品質管理基準の整備状況や取り組み姿勢を含め法人の品質管理マネジメントの取り組み状況を説明しております。当該システムで有効性の評価を行っております。 Ⅱ 2. 品質管理基盤 ④品質管理体制（カ）当監査法人の新品質管理マネジメントシステムの概要を参照のこと。
5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグ	現在のところ該当ありません。

別紙：監査法人のガバナンス・コードの適用状況

	グループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ①グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ②グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ③会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ④会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	
5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	独立性を有する第三者を選任しており、当該第三者の知見を活用しております。 Ⅱ 1. 組織・ガバナンス基盤を参照のこと。
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	品質管理マネジメントの管理改善の取り組みの中で、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組の実効性を定期的に評価しております。 Ⅱ 2. 品質管理基盤を参照のこと。
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」による被監査会社とのコミュニケーションや日本公認会計士協会等による外部レビューの評価結果・改善コメントを参考に、今後組織的な運営の改善を図っていく所存です。 Ⅱ 2. 品質管理基盤を参照のこと。